

# 第五次北海道犯罪被害者等支援基本計画の概要

## I 基本的な考え方

### 第1 計画策定の趣旨

道の第四次基本計画策定以降の国における計画の見直しや社会情勢の変化などを踏まえ、北海道犯罪被害者等支援条例（以下「条例」）に基づく犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するもの。

<法令制定・計画策定の状況>

	国	北海道
H16	犯罪被害者等基本法(12月)	
H17	犯罪被害者等基本計画(12月)	
H19		犯罪被害者等支援基本計画(3月)
H23	第2次犯罪被害者等支援計画(3月)	第二次犯罪被害者等支援基本計画(3月)
H28	第3次犯罪被害者等基本計画(3月)	第三次犯罪被害者等支援基本計画(3月)
H30		犯罪被害者等支援条例(3月)
R 3	第4次犯罪被害者等基本計画(3月)	第四次犯罪被害者等支援基本計画(3月)
R 8	第5次犯罪被害者等基本計画(3月)	第五次犯罪被害者等支援基本計画(3月)

### 第2 計画の性格

- ・ 条例第8条の規定に基づき策定するとともに、「犯罪被害者等基本法」の規定に基づく要請に応えるもの
- ・ 「北海道総合計画」の施策別計画として位置づけるもの
- ・ 北海道SDGs推進ビジョンの趣旨を踏まえて取り組むもの

### 第3 計画の期間

令和8年度から概ね5年間とし、計画期間中であっても、必要に応じて見直しを行う。

### 第4 基本方針

条例第3条の基本理念に基づき、3つの基本方針を掲げ、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進。

- ① 犯罪被害者等の尊厳を尊重した支援
- ② 犯罪被害者等が置かれている状況等に応じた適切な支援
- ③ 犯罪被害者等の状況の変化に応じた途切れることのない支援

### 第5 推進体制

庁内関係部局の職員で構成する「北海道犯罪被害者等支援庁内連絡会議」及び国の関係機関や有識者等で構成する「北海道犯罪被害者等支援施策推進懇談会」において、毎年度、施策の実施状況をとりまとめ、必要に応じて改善を図りながら、計画を効果的・効率的に推進。

## II 犯罪被害者等の現状

### 第1 犯罪の状況

- ・ 道内では、それまで減少が続いていた刑法犯認知件数が令和4年から増加しているほか、交通事故死者数も令和6年に4年ぶりに減少したものの、令和7年には再び増加するなど、依然として厳しい情勢
- ・ 令和5年に実施した「道民意識調査」結果では、なお4割以上の道民が犯罪被害に遭う不安を感じている状況

## 第2 犯罪被害者等への支援の取組

### 1 犯罪のない安全で安心な地域づくりの取組

- ・ 平成30年3月に「北海道犯罪被害者等支援条例」を制定
- ・ 犯罪被害者等が受けた損害を回復・軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援

### 2 国及び道における支援の取組

- ・ 国においては、経済的支援制度や証人を保護するための制度の拡充、日本司法支援センターによる法的支援の充実
- ・ 道においては、性犯罪・性暴力被害者の支援のための窓口の拡充や医療費の公費負担制度の実施、人材育成のための研修を通じた相談体制の充実、地方における途切れない支援として多機関ワンストップサービス体制の構築 など

### 3 犯罪被害者等の現状と支援の必要性

- ・ 犯罪被害者等は、必要十分な支援を受けられず、また、二次被害に苦しめられることが少なくなく、被害の実情や支援についての社会的関心も高いとは言えない状況
- ・ 誰もが犯罪被害者になる可能性がある今日、犯罪被害者等の権利利益を保護し回復するため、様々な取組や支援活動を推進することが必要

## Ⅲ 重点課題と施策

### 第1 総合的推進体制の整備

- ・ 北海道被害者相談室の機能向上、各種情報の道民等への周知
- ・ 犯罪被害者等に必要支援がワンストップで提供される体制の構築と途切れない支援の提供
- ・ 性暴力被害者支援センター北海道（さくらこ）の機能向上
- ・ 犯罪被害者等に関する「被害者手帳」の作成・交付
- ・ 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実
- ・ 犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等に関する広報の実施

### 第2 損害回復・経済的支援等への取組

- ・ 日本司法支援センターとの連携による民事法律扶助制度及び犯罪被害者等支援弁護士制度の周知
- ・ 性犯罪・性暴力被害者の緊急避妊等に要する経費の公費負担制度の運用
- ・ 犯罪被害者等に対する道営住宅の優遇措置（当選率の引き上げ）の実施

### 第3 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

- ・ 性暴力被害者支援センター北海道（さくらこ）の効果的な運用

- ・ 再被害防止のために必要な加害者情報の提供に向けた刑事施設等との円滑な連携
- ・ 犯罪被害者等支援に携わる職員が、犯罪被害者等が置かれた状況を理解し、適切な対応を行うことができるようにするための効果的な職員研修の実施

#### **第4 刑事手続への関与拡充への取組**

- ・ 被害届出の迅速・確実な受理
- ・ 刑事に関する手続等を解説したパンフレット等の内容充実と犯罪被害者等への早期提供

#### **第5 道民及び事業者の理解増進等**

- ・ 「北海道犯罪被害を考える日」（11月25日）や、「犯罪被害者月間」（11月）における国の取組と連携した効果的な広報啓発の実施
- ・ 求職者の就職支援に向けた公共職業安定所等との連携